

条例番号	条 例 名	所 管 名	公 布 年 月 日
条例第21号	さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例	障 害 支 援 課	令和3年6月25日
条例第22号	さいたま市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	税 制 課	令和3年7月7日
条例第23号	さいたま市生活保護業務における不適正事務処理に関する第三者委員会条例	法務・コンプライア ン ス 課	令和3年7月7日
条例第24号	さいたま市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	デジタル改革推進部	令和3年7月7日
条例第25号	さいたま市市税条例等の一部を改正する条例	税 制 課	令和3年7月7日
条例第26号	さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例	環 境 薬 事 課	令和3年7月7日
条例第27号	さいたま市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	生 活 福 祉 課	令和3年7月7日
条例第28号	さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国 民 健 康 保 険 課	令和3年7月7日
条例第29号	さいたま市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	人権政策・男女共同 参 画 課	令和3年7月7日

さいたま市条例第21号

さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章～第17章 [略] <u>第18章 雑則（第204条）</u> 附則 第203条 [略] <u>第18章 雑則</u> <u>（電磁的記録等）</u> <u>第204条 指定障害福祉サービス事業者及びその</u> <u>従業者は、作成、保存その他これらに類するもの</u> <u>のうち、この条例の規定において書面（書面、書</u> <u>類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他</u> <u>文字、図形等人の知覚によって認識することがで</u> <u>きる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</u> <u>以下この条において同じ。）で行うことが規定さ</u> <u>れている又は想定されるもの（第11条第1項（</u> <u>第44条第1項及び第2項、第44条の4、第4</u> <u>9条第1項及び第2項、第95条、第95条の5、</u> <u>第123条、第149条、第149条の4、第1</u> <u>59条、第159条の4、第172条、第185</u> <u>条、第190条、第194条、第194条の12</u> <u>並びに第194条の20において準用する場合を</u> <u>含む。）</u> 、第15条（第44条第1項及び第2項、	目次 第1章～第17章 [略] 附則 第203条 [略]

第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11並びに第201条の22において準用する場合を含む。）、第54条第1項、第104条第1項（第110条の4において準用する場合を含む。）、第198条の3第1項（第201条の11及び第201条の22において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（令和3年さいたま市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～13 [略]</p> <p>14 この条例の施行の際現に旧指定通所支援条例第79条第1項に規定する<u>基準該当放課後等デイサービス</u>に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援条例第79条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>15～20 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1～13 [略]</p> <p>14 この条例の施行の際現に旧指定通所支援条例第79条第1項に規定する<u>基準該当放課後等デイサービス支援</u>に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援条例第79条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>15～20 [略]</p>

（さいたま市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第3条 さいたま市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p><u>第4章 雑則（第62条）</u></p> <p>附則</p> <p>第61条 [略]</p> <p><u>第4章 雑則</u></p> <p><u>（電磁的記録等）</u></p> <p><u>第62条 指定障害者支援施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>附則</p> <p>第61条 [略]</p>

記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項、第16条及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(さいたま市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 さいたま市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年さいたま市条例第60号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章～第9章 [略] <u>第10章 雑則(第91条)</u> 附則	目次 第1章～第9章 [略] 附則
第90条 [略] 第10章 雑則	第90条 [略]

(電磁的記録等)

第91条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（さいたま市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第5条 さいたま市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>(電磁的記録等)</u> <u>第22条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、</u>	

謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形
等人の知覚によって認識することができる情報が
記載された紙その他の有体物をいう。以下この条
において同じ。)で行うことが規定されている又
 は想定されるもの（次項に規定するものを除く。
)については、書面に代えて、当該書面に係る電
磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知
覚によっては認識することができない方式で作ら
れる記録であって、電子計算機による情報処理の
用に供されるものをいう。）により行うことが
 できる。

2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、
同意その他これらに類するもの（以下「説明等」
という。）のうち、この条例の規定において書面
で行うことが規定されている又は想定されるもの
については、当該説明等の相手方の承諾を得て、
当該説明等の相手方が利用者である場合には当該
利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をし
つつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、
磁気的方法その他人の知覚によって認識すること
ができない方法をいう。）によることができる。

（さいたま市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第6条 さいたま市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さい
たま市条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
 改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を
 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>（電磁的記録等）</u> <u>第20条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存</u> <u>その他これらに類するもののうち、この条例の規定</u> <u>において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、</u> <u>正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚に</u> <u>よって認識することができる情報が記載された紙</u> <u>その他の有体物をいう。以下この条において同じ。</u> <u>）で行うことが規定されている又は想定されるもの</u> <u>（次項に規定するものを除く。）</u> については、 <u>書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的</u> <u>方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認</u>	

識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(さいたま市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第7条 さいたま市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年さいたま市条例第63号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章・第2章 [略] <u>第3章 雑則(第46条)</u> 附則	目次 第1章・第2章 [略] 附則
第45条の2 [略] <u>第3章 雑則</u> <u>(電磁的記録等)</u>	第45条の2 [略]
<u>第46条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)</u> につ	

いては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第8条 さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章～第8章 [略]	第1章～第8章 [略]
<u>第9章 雑則（第93条）</u>	
附則	附則
（従業者の員数）	（従業者の員数）
第6条 [略]	第6条 [略]
2～4 [略]	2～4 [略]
5 第1項第1号及び前2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。	5 第1項第1号及び第2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
6～8 [略]	6～8 [略]

第7条 [略]

2～6 [略]

7 第1項第2号ア、第4項第1号及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

8 [略]

(従業者の員数)

第73条 [略]

2～4 [略]

5 第1項第1号及び前2項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

6～8 [略]

(従業者の員数に関する特例)

第90条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項から第3項まで及び第5項、第7条（第3項及び第6項を除く。）、第63条、第73条第1項から第3項まで及び第5項、第81条の3第1項並びに第83条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第8項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第63条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定

第7条 [略]

2～6 [略]

7 第1項第2号ア及び第4項第1号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

8 [略]

(従業者の員数)

第73条 [略]

2～4 [略]

5 第1項第1号及び第2項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

6～8 [略]

(従業者の員数に関する特例)

第90条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項から第3項まで及び第5項、第7条（第3項及び第6項を除く。）、第63条、第73条第1項から第3項まで及び第5項、第81条の3第1項並びに第83条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第8項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第63条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定

医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第73条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第81条の3第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第83条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 [略]

第92条 [略]

第9章 雑則

(電磁的記録等)

第93条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第55条の5、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）、第18条（第55条の5、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は

業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第81条の3第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第83条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 [略]

第92条 [略]

当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（さいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第9条 さいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章～第4章 [略] <u>第5章 雑則（第59条）</u> 附則 第58条 [略] <u>第5章 雑則</u> <u>（電磁的記録等）</u> <u>第59条 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条（第58条において準用する場合を含む。）、第15条第1項（第58条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計</u>	目次 第1章～第4章 [略] 附則 第58条 [略]

算機による情報処理の用に供されるものをいう。
)により行うことができる。

2 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第10条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章～第14章 [略] 第15章 雑則（第111条・ <u>第112条</u> ） 附則 （乳児院の長の資格等） 第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設省令第22条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)～(3) [略] (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設省令第22条の2第1項第4号に規定する厚生労働	目次 第1章～第14章 [略] 第15章 雑則（第111条） 附則 （乳児院の長の資格等） 第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設省令第22条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)～(3) [略] (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設省令第22条の2第1項第4号に規定する厚生労働

働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
ア 法第12条の3第2項第4号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

ウ [略]

2 [略]

（母子生活支援施設の長の資格等）

第37条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設省令第27条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設省令第27条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

ウ [略]

2 [略]

（児童養護施設の長の資格等）

第57条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設省令第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設省令第42条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
ア 法第12条の3第2項第4号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ウ [略]

2 [略]

（母子生活支援施設の長の資格等）

第37条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設省令第27条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設省令第27条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ウ [略]

2 [略]

（児童養護施設の長の資格等）

第57条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設省令第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設省令第42条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

ウ [略]

2 [略]

（職員）

第80条 [略]

2・3 [略]

4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第1項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、第1項各号に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

5～9 [略]

（児童心理治療施設の長の資格等）

第91条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設省令第74条第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設省令第74条第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

ウ [略]

2 [略]

（児童自立支援施設の長の資格等）

第99条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条に規定する児童自立支援専門員養成所（以下この条にお

働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ウ [略]

2 [略]

（職員）

第80条 [略]

2・3 [略]

4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第1項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

5～9 [略]

（児童心理治療施設の長の資格等）

第91条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設省令第74条第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設省令第74条第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ウ [略]

2 [略]

（児童自立支援施設の長の資格等）

第99条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条に規定する児童自立支援専門員養成所（以下この条にお

いて「養成所」という。)が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が5年以上(養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、3年以上)であるもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(国、都道府県、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

ウ [略]

2 [略]

(電磁的記録)

第112条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

いて「養成所」という。)が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が5年以上(養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、3年以上)であるもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ウ [略]

2 [略]

(さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第11条 さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年さいたま市条例第55号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章～第5章 [略] <u>第6章 雑則 (第49条)</u> 附則 第48条 [略] <u>第6章 雑則</u> <u>(電磁的記録)</u> <u>第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u>	目次 第1章～第5章 [略] 附則 第48条 [略]

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第2条の規定、第8条中さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第6条第5項、第7条第7項、第73条第5項及び第90条第1項の改正並びに第10条中さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「設備運営条例」という。）第80条第4項の改正は公布の日から、第10条中設備運営条例第29条第1項、第37条第1項、第57条第1項、第91条第1項及び第99条第1項の改正は令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 第10条中設備運営条例第29条第1項、第37条第1項、第57条第1項、第91条第1項及び第99条第1項の改正の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、

児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長（以下この項において「乳児院等の長」という。）として勤務している者については、この条例による改正後の設備運営条例に規定する乳児院等の長として勤務している者とみなす。

さいたま市条例第22号

さいたま市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

さいたま市固定資産評価審査委員会条例（平成13年さいたま市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（審査の申出）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 [略]</u></p> <p><u>4 [略]</u></p> <p><u>5 [略]</u></p> <p style="text-align: center;">（審査申出人の口頭による意見陳述）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を<u>記載しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p style="text-align: center;">（口頭審理）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を<u>記載しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>6～8 [略]</p> <p>9 前項の調書には、次に掲げる事項を<u>記載しなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">（審査の申出）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u></p> <p><u>4 [略]</u></p> <p><u>5 [略]</u></p> <p><u>6 [略]</u></p> <p style="text-align: center;">（審査申出人の口頭による意見陳述）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p style="text-align: center;">（口頭審理）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を<u>記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>6～8 [略]</p> <p>9 前項の調書には、次に掲げる事項を<u>記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</u></p>

<p>(1)~(5) [略]</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しな<u>ければならない。</u></p> <p>(1)~(4) [略]</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しな<u>ければならない。</u></p> <p>(1)~(4) [略]</p>	<p>(1)~(5) [略]</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1)~(4) [略]</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</u></p> <p>(1)~(4) [略]</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第23号

さいたま市生活保護業務における不適正事務処理に関する第三者委員会条例 (設置)

第1条 令和2年度に発覚した生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施に関する業務における不適正な事務処理（次条において「不適正な事務処理」という。）について、市の内部調査による報告内容の客観的かつ公正な検証及びその検証を踏まえた再発防止の提言を行うため、さいたま市生活保護業務における不適正事務処理に関する第三者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 不適正な事務処理を受けて実施した市の内部調査による報告内容の検証
- (2) 前号の検証を踏まえた再発防止の提言
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の事務を終える日までの間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、委員会に諮って会議

を公開しないことができる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第24号

さいたま市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年さいたま市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u></p>	<p><u>さいたま市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u></p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>情報通信技術を活用した行政の推進</u>について、<u>情報通信技術</u>を利用する方法により<u>手続等を行うために必要となる事項</u>を定めることにより、<u>手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り</u>、<u>もって市民生活の向上に寄与すること</u>を目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>市の機関に係る申請、届出その他の手続等</u>に関し、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術</u>を利用する方法により<u>行うことができるようにするための共通する事項</u>を定めることにより、<u>市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資すること</u>を目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>市の機関等</u> 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関（議会を除く。）若しくはこれらに置かれる機関、<u>これらの機関の職員</u>であって法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められた職員又は市が設置する公の施設を管理する地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。</p> <p>(4) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物</u>をいう。</p> <p>(5)～(11) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>市の機関</u> 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関（議会を除く。）若しくはこれらに置かれる機関<u>又はこれらの機関の職員</u>であって法令<u>又は</u>条例等により独立に権限を行使することを認められた職員をいう。</p> <p>(4) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物</u>をいう。</p> <p>(5)～(11) [略]</p>

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第7条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において収入印紙をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところ

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

により、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 市の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

（添付書面等の省略）

第7条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

（市による情報システムの整備等）

第8条 市は、情報通信技術を利用して行われる手

第5条 市の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしてしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 市の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしてしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、市の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしてしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

（市の手続等に係る情報システムの整備等）

第7条 市は、市の機関に係る手続等における情報

<p><u>続等に係る情報システム（以下単に「情報システム」という。）の整備に当たっては、申請等及び申請等に基づく処分通知等の電子情報処理組織を使用する方法による実施、申請等に係る書面等の添付の省略、当該情報システムを利用した迅速な情報の授受並びに当該情報システムの共用の推進を図るために必要な措置を講じるよう努めなければならない。</u></p> <p>2 市は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、<u>当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>3 市は、<u>第1項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）</p> <p><u>第9条</u> 市長は、少なくとも毎年度1回、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による<u>情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況</u>について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>（委任）</p> <p><u>第10条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p><u>通信の技術の利用の推進を図るため、情報化の進展状況等を勘案し、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、<u>情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 市は、<u>市の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。</u></p> <p>（手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表）</p> <p><u>第8条</u> 市長は、少なくとも毎年度1回、<u>市の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等</u>その他この条例の規定による<u>情報通信の技術の利用に関する状況</u>について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>（委任）</p> <p><u>第9条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（さいたま市印鑑条例の一部改正）

- 2 さいたま市印鑑条例（平成13年さいたま市条例第200号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら電子情報処理組織（さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年さいたま市条例第66号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら電子情報処理組織（さいたま市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年さいたま市条例第66号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p>

さいたま市条例第25号

さいたま市市税条例等の一部を改正する条例

(さいたま市市税条例の一部改正)

第1条 さいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(個人の市民税の非課税の範囲)	(個人の市民税の非課税の範囲)
第15条 [略]	第15条 [略]
2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額)以下であるものに対しては、均等割を課さない。	2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額)以下であるものに対しては、均等割を課さない。
(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)	(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)
第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(同法203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者	第29条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(同法203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経

を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2～5 [略]

(特別徴収税額の納入の義務等)

第54条 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた別の様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第11条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第19条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下であるものに対しては、第14条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3 [略]

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第12条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第18条の2 次の表の左欄に掲げる規定に規定する市町村の条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2～5 [略]

(特別徴収税額の納入の義務等)

第54条 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた別の様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第11条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第19条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下であるものに対しては、第14条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3 [略]

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第12条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第18条の2 次の表の左欄に掲げる規定に規定する市町村の条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

[略]	
法附則第15条第2項第5号	[略]
法附則第15条第16項本文	[略]
法附則第15条第16項ただし書	[略]
法附則第15条第24項第1号	[略]
法附則第15条第24項第2号	[略]
法附則第15条第24項第3号	[略]
法附則第15条第25項第1号	[略]
法附則第15条第25項第2号	[略]
法附則第15条第27項第1号	[略]
法附則第15条第27項第2号	[略]
法附則第15条第27項第3号	[略]
法附則第15条第30項	[略]
法附則第15条第34項	[略]
法附則第15条第35項	[略]
法附則第15条第42項	[略]
法附則第15条第46項	3分の1
[略]	

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第32条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第91条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

2 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

3 法附則第30条第3項各号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。

[略]	
法附則第15条第2項第5号	[略]
法附則第15条第8項	4分の3
法附則第15条第19項本文	[略]
法附則第15条第19項ただし書	[略]
法附則第15条第27項第1号	[略]
法附則第15条第27項第2号	[略]
法附則第15条第27項第3号	[略]
法附則第15条第28項第1号	[略]
法附則第15条第28項第2号	[略]
法附則第15条第30項第1号	[略]
法附則第15条第30項第2号	[略]
法附則第15条第30項第3号	[略]
法附則第15条第34項	[略]
法附則第15条第38項	[略]
法附則第15条第39項	[略]
法附則第15条第41項	0
法附則第15条第47項	[略]
[略]	

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第32条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第91条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

2 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]

3 法附則第30条第3項各号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」

)のうち3輪以上のものに対する第91条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車~~が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。~~

[略]

4 法附則第30条第4項各号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第91条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車~~が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。~~

[略]

5 [略]

6 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車~~が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車~~が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。~~~~

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第91条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車~~が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車~~が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。~~~~

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3

という。)のうち3輪以上のものに対する第91条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車~~が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車~~が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。~~~~

[略]

4 法附則第30条第4項各号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第91条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車~~が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車~~が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。~~~~

[略]

5 [略]

輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第91条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第32条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 [略]

（読替規定）

第54条 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

（東日本大震災に係る固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第56条 [略]

2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、第83条の規定は適用しない。

3・4 [略]

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第32条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 [略]

（読替規定）

第54条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで若しくは第47項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

（東日本大震災に係る固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第56条 [略]

2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第83条の規定は適用しない。

3・4 [略]

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第60条 [略]

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第15条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

第60条 [略]

(さいたま市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 さいたま市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年さいたま市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中第46条及び第48条の改正を次のように改める。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第46条 [略]

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項に規定する納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項に規定する納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第46条 [略]

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項に規定する納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項に規定する納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の4第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) [略]

（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第48条 [略]

2 [略]

3 第46条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の4第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第48条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) [略]

（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第48条 [略]

2 [略]

3 第46条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第48条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて

納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第45条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第48条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第48条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第46条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第48条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第2条中第45条の改正を次のように改める。

(法人の市民税の申告納付)

第45条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

(法人の市民税の申告納付)

第45条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 4 内国法人又は外国法人が、法第321条の8第38項に規定する外国の法人税等を課された場合には、同項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項に規定する納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間

- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 4 内国法人又は外国法人が、法第321条の8第26項に規定する外国の法人税等を課された場合には、同項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 5 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書

から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) [略]

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

8 [略]

の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) [略]

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

8 [略]

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第46条第3項及び第48条第4項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第46条第3項及び第48条第4項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第48条第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申

9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び施行規則に定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10 [略]

11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

13 [略]

14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又

告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について同法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第8条の規定を適用することができる。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則に定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 [略]

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 [略]

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又

は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

1.6 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

1.7 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中附則第18条の2（表に法附則第15条第46項の項を加える改正を除く。）、第32条、第32条の2、第54条、第56条及び第60条の改正並びに第2条の規定並びに附則第3条から附則第5条までの規定 公布の日
- (2) 第1条中附則第12条の改正 令和4年1月1日
- (3) 第1条中第15条、第29条の3及び第54条の改正並びに附則第11条の改正並びに附則第2条の規定 令和6年1月1日
- (4) 第1条中附則第18条の2の表に法附則第15条第46項の項を加える改正 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後のさいたま市市税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、改正後の条例の規定中固定資産税に関する部

分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 改正後の条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 改正後の条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

さいたま市条例第26号

さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市衛生関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第312号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～27 [略]		1～27 [略]	
28 医薬品医療機器等法 <u>第12条第4項</u> の規定による薬局製造販売医薬品に係る製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	28 医薬品医療機器等法 <u>第12条第2項</u> の規定による薬局製造販売医薬品に係る製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	[略]
29 [略]		29 [略]	
30 医薬品医療機器等法 <u>第13条第4項</u> の規定による薬局製造販売医薬品に係る製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	30 医薬品医療機器等法 <u>第13条第3項</u> の規定による薬局製造販売医薬品に係る製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]
31 [略]		31 [略]	
32 医薬品医療機器等法 <u>第14条第15項</u> の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	[略]	32 医薬品医療機器等法 <u>第14条第13項</u> の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	[略]
33～35 [略]		33～35 [略]	
36 医薬品医療機器等法 <u>第39条第6項</u> の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	36 医薬品医療機器等法 <u>第39条第4項</u> の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	[略]
37 [略]		37 [略]	
38 医薬品医療機器等法	[略]	38 医薬品医療機器等法	[略]

第40条の5第6項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査		第40条の5第4項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	
39 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）第2条の3第1項の規定による薬局開設の許可証の書換え交付	[略]	39 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）第1条の5第1項の規定による薬局開設の許可証の書換え交付	[略]
40 医薬品医療機器等法施行令第2条の4第1項の規定による薬局開設の許可証の再交付	[略]	40 医薬品医療機器等法施行令第1条の6第1項の規定による薬局開設の許可証の再交付	[略]
41～56 [略]		41～56 [略]	

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

さいたま市条例第27号

さいたま市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(就業環境の整備)</p> <p>第7条の2 <u>保護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(業務継続計画の策定等)</p> <p>第7条の3 <u>保護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>保護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>保護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(非常災害対策)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>保護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">(非常災害対策)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p>

<p>(衛生管理等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 救護施設は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</u></p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 救護施設は、当該救護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講じるよう努めなければならない。</u></p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後のさいたま市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条の3の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第17条第2項（改正後の条例第25条、第31条、第37条及び第39条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

さいたま市条例第28号

さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険条例（平成13年さいたま市条例第185号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>（被保険者としな</u>い者）</p> <p><u>第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）</u> <u>に規定する措置により、児童福祉施設に入所して</u> <u>いる児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者</u> <u>若しくは里親に委託されている児童であって、民</u> <u>法（明治29年法律第89号）の規定による扶養</u> <u>義務者のないものは、被保険者としな</u> <u>い。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7 [略]</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金）</p> <p>8 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号） 第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（ 健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。 ）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保 険者が療養のため労務に服することができないと き（<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータ</u> <u>コロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1</u> <u>月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、</u> <u>人に伝染する能力を有することが新たに報告され</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>（被保険者としな</u>い者）</p> <p><u>第4条 次に掲げる者は、被保険者としな</u> <u>い。</u></p> <p>(1) <u>老人福祉法（昭和38年法律第133号）に</u> <u>基づく養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム</u> <u>に入所している者であって、市長が当該施設の</u> <u>長の意見を聴いて定めるもの</u></p> <p>(2) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）に</u> <u>規定する措置により、児童福祉施設に入所して</u> <u>いる児童又は小規模住居型児童養育事業を行う</u> <u>者若しくは里親に委託されている児童であって、</u> <u>民法（明治29年法律第89号）の規定による</u> <u>扶養義務者のないもの</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7 [略]</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金）</p> <p>8 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号） 第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（ 健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。 ）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保 険者が療養のため労務に服することができないと き（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成</u> <u>24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規</u> <u>定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コ</u> <u>ロナウイルス感染症」という。）に感染したとき</u></p>

たものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。
)に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。
)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

9～13 [略]

又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

9～13 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第29号

さいたま市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する 条例

さいたま市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第85号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（電磁的記録）</u> <u>第18条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。